

に増加し、第2回報告時に約330万円、第3回報告時に約210万円にも達している（そしてその後、急減している）。他方、「年金・恩給」などの他の要素は、多少の増減はあるても特に大きな変動は見られない。

図11-6 収入の内訳と推移

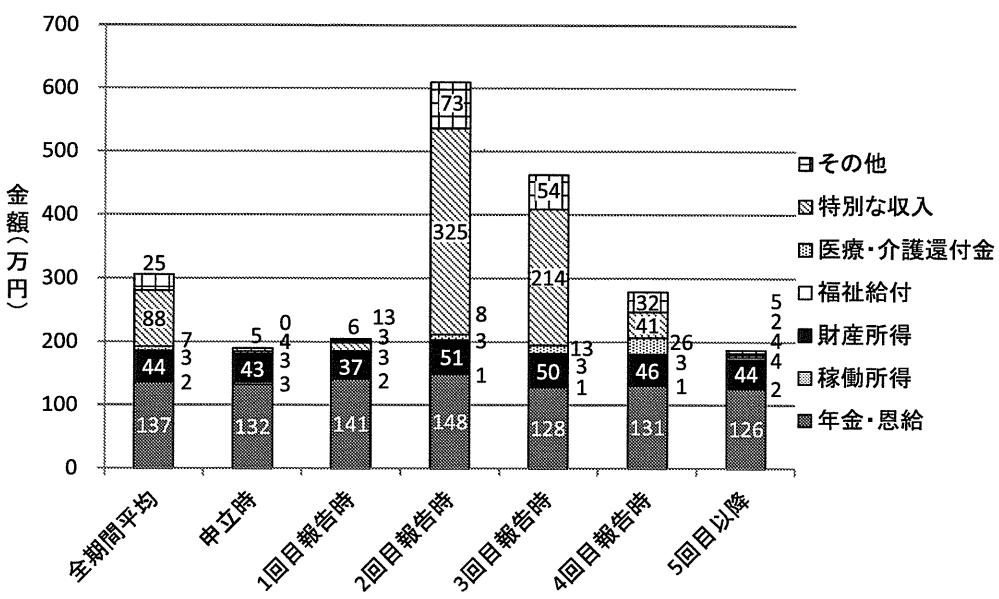
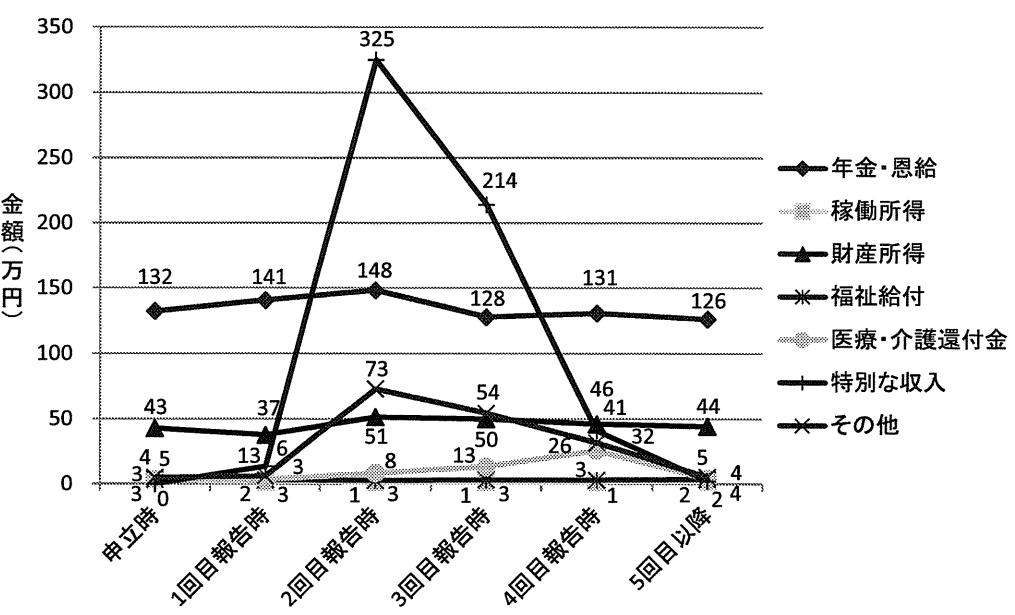


図11-7 収入の各要素の変化状況



## b. 収入の各構成要素の割合とその推移

続いて、収入の各構成要素の割合とその推移について見てみる。

まず、収入の各構成要素の割合（後見全期間の平均）についてである（図 11-8）。

収入の構成要素のうち、もっとも大きな割合を占めているのは「年金・恩給」であり、全体のおよそ半分近くを占めている。次に大きいのが「特別な収入」で、全体の約 3 割、次いで「財産所得」が 1 割強、さらに「その他」が 1 割弱などとなっている。

次に、この収入の各構成要素の割合の推移について見てみる。

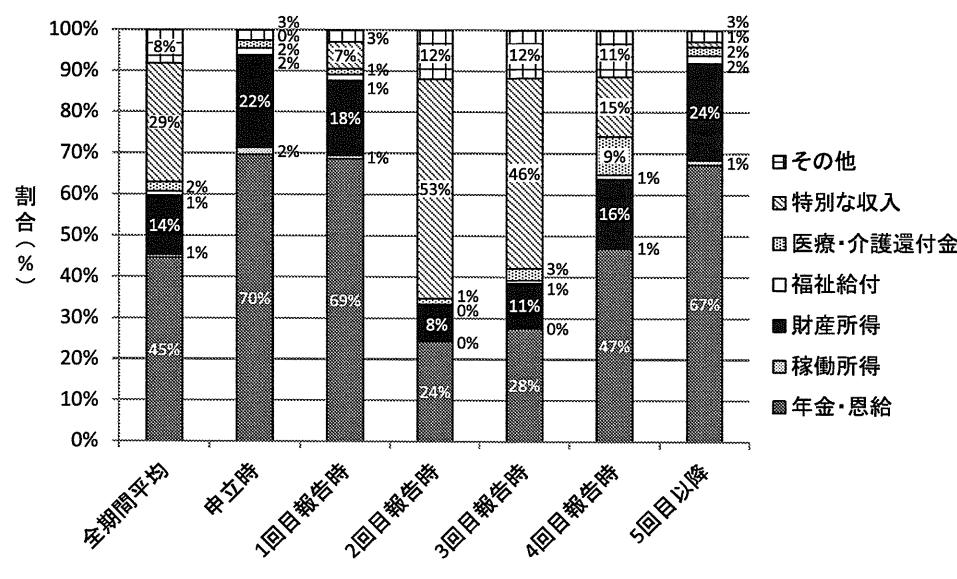
まず後見申立時において、収入の大部分を占めているのが「年金・恩給」であり、収入全体の 7 割を構成している。次に大きいのが「財産所得」で、全体の 2 割強を占めている。これら以外の各要素が占める割合はいずれも相対的に非常に小さく、「その他」が収入全体の 3%、「稼働所得」が 2% などとなっている。

そして後見開始以後、これらの構成要素のうち、ほとんどの要素の金額は基本的には大きく変動はしない。だが第 2、3 回報告時において、「特別な収入」の割合が急増することによって、その他の構成要素の割合が大幅に縮小する結果となっている。具体的には、第 2、3 回報告時において「特別な収入」の構成比率が約 5 割にまで拡大することによって、例えばそれまで約 7 割を占めていた「年金・恩給」は、3 割以下にまで低下している。だがその後、この「特別な収入」の割合は急減し、第 5 回報告以降には、全体的にまた元の構成要素の割合に戻っている。

以上のことから、後見における本人の収入に関して次のことがいえよう。

すなわち、①一般に、「年金・恩給」が本人の収入のおよそ 7 割を占めており、被後見人等は年金等の収入に大きく依存している、②だが第 2、3 回報告時において、不動産売却益等による「特別な収入」が急増し、収入全体のおよそ半分を占めるまでになる、③一方で「財産所得」が収入の 2 割前後を占めており、比率は大きいとはいえないが安定的な収入源となっている、④総じて収入は、「特別な収入」を除くと、その金額や各構成要素の比率に関して、その変動幅は小さく、比較的安定しているといえる。

図11-8 収入の各構成要素の割合と推移



## (5) 支出の内訳とその推移

### a. 支出の各要素の推移

次に支出の内訳とその推移について見てみる。

まずここでは、支出の各要素の推移（後見開始後の変化）について概観する。

はじめに、支出の各構成要素の平均金額（後見全期間の平均）を見てみる（図11-9）。

すると、本人の支出において、そのもっとも大きな比率を占めているのは「施設費用」（介護施設等の居住費用や入居金など）であり、その平均額は約140万円であった。続いて「その他」（諸経費など）が約50万円、さらに「生活費」（食費、住居費など）が約40万円などとなっていた。

次に、支出の各要素の変化の状況について見てみる（図11-10）。

まず、後見申立時においてもっとも多く支出されているのは「施設費用」であり、1年間の平均支出額は約80万円であった。次に多いのが「生活費」であり約60万円、続いて「入院費」が約30万円などとなっていた。

後見開始後、これらの費目のうち、申立時にもっとも大きな比率を占めていた「施設費用」が、さらにその比重を増していっている。特に、第2回報告時にその金額は約230万円にまで増加し、以後も170～180万円前後の高い水準で推移している。その一方で、その比重が小さくなっていくのが「生活費」であり、申立時に約60万円であったものが、第5回報告以降は20万円台にまで減少している。また、「後見報酬」（後見人等への報酬）が後見開始とともに支出として新たに生じており、その支出額はおよそ2～30万円となっている。さらに第2、3回報告の時期において、「その他」の金額が増加しているが、これは不動産売却にともなう諸経費の影響が大きい。

このように、後見における本人の支出については、「施設費用」がもっとも大きな比率を占め、次いで「生活費」が続いているが、後見開始後に「施設費用」が大きく増加する一方で「生活費」は徐々に減少している。これは、後見開始後における本人の施設等居住率の増加と、それにともなう住居費等の費用の減少によるところが大きいと考えられる。

図11-9 支出の内訳と推移

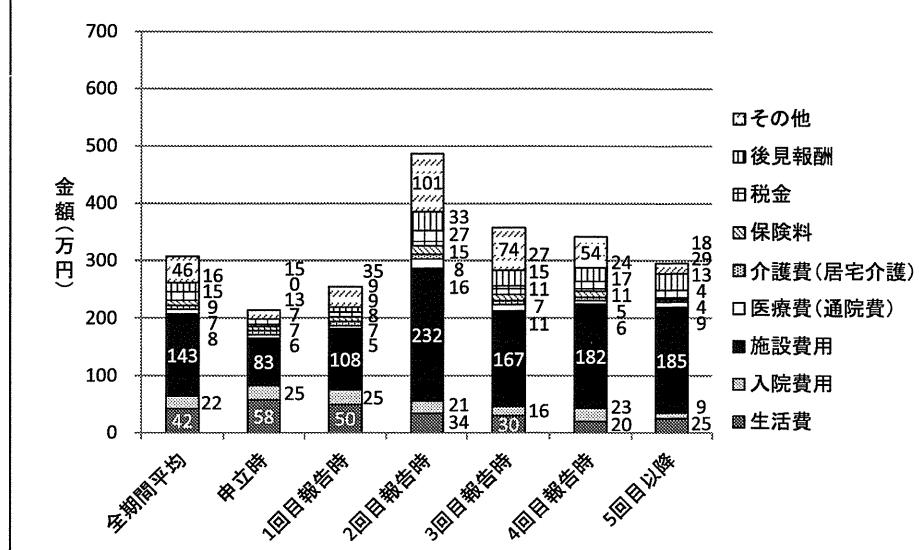
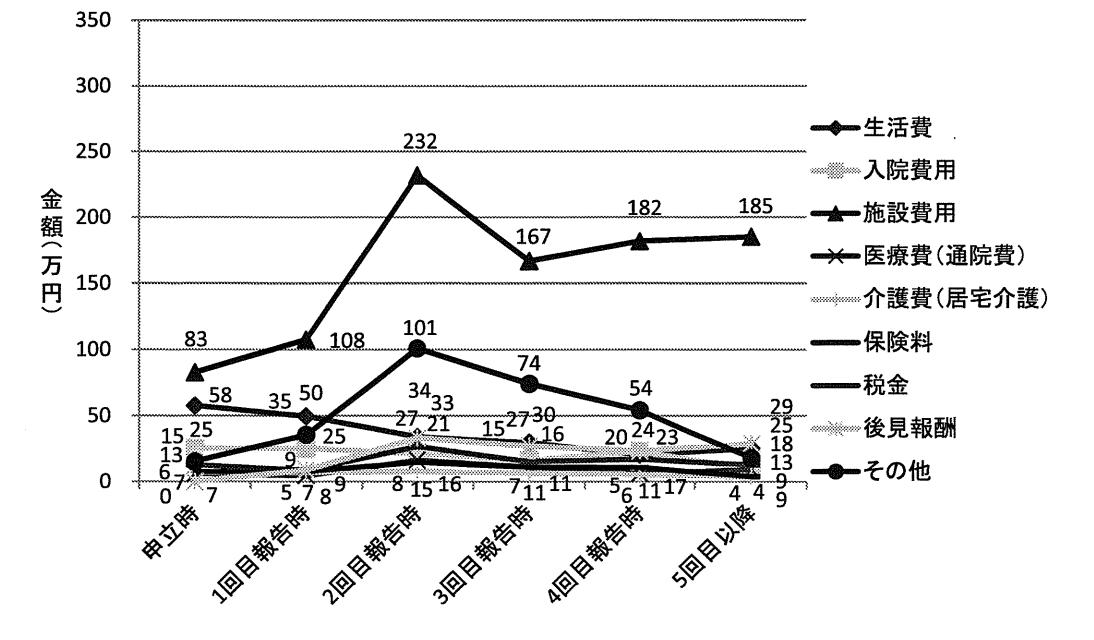


図11-10 支出の各要素の変化状況



## (6) 支出の各要素の割合とその推移

続いて、支出の各構成要素の割合とその推移について見てみる。

まず、支出の各構成要素の割合（後見全期間の平均）についてである（図11-11）。

支出の各構成要素のうち、もっとも大きな割合を占めているのは「施設費用」であり、全体のおよそ半分近くを占めている。次に大きいのが「その他」で、全体の2割弱、次いで「生活費」が1割強、さらに「入院費用」が1割弱などとなっている。

次に、この支出の各構成要素の割合の推移について見てみる。

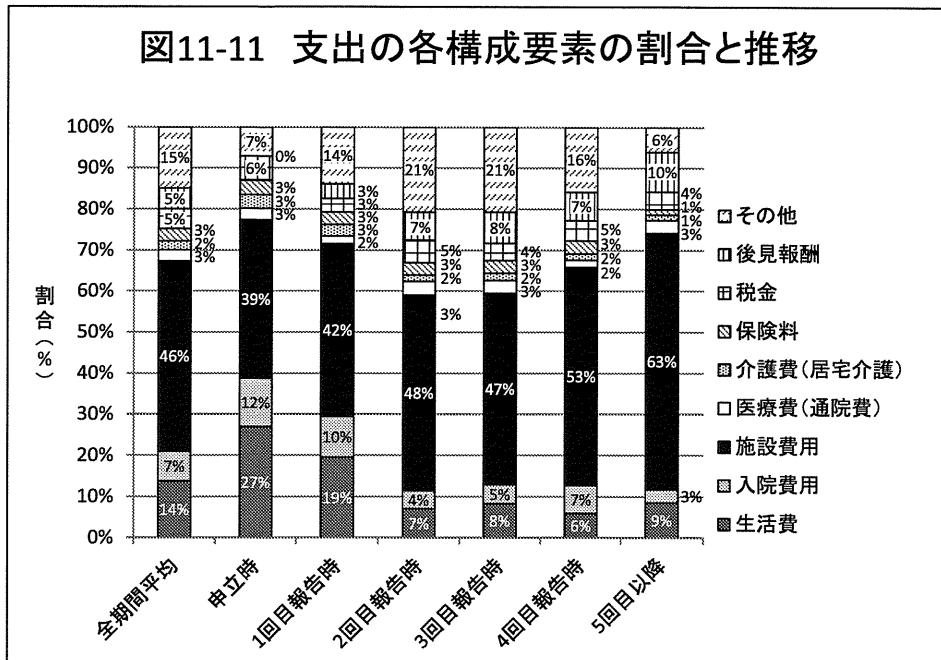
まず後見申立時において、支出のもっとも大きな部分を占めているのは「施設費用」（全体の4割弱）である。次に多いのが「生活費」（全体の3割弱）で、続いて「入院費用」（1割強）、「その他」（1割弱）などとなっている。

後見開始後、「施設費用」はさらにその割合を増し、第2回報告以降はその割合が5割前後にまで上昇している。逆に、申立時に全体の約3割を占めていた「生活費」は、第2回報告以降、1割以下にまで減少している。同様に、申立時に全体の1割強を占めていた「入院費用」も、第2回報告以降、1割以下にまで低下している。また、後見開始とともに「後見報酬」が新たな費用として生じ、その金額は全体の1割弱程度となっている。

以上のことから、後見における本人の支出について、一般的に次のことがいえよう。

すなわち、①被後見人等の施設居住率の高さゆえに、「施設費用」が支出のもっとも大きな部分（全体のおよそ半分）を占めており、大きな負担となっている、②社会保障関係費用（「医療費」+「介護費」+「入院費用」+「施設費用」+「保険料」）が支出全体のおよそ6割を占めており、被後見人等の支出の大半は社会保障関係の諸費用によって費やされている、③「生活費」は、後見開始前は全体の3割近くを占めているが、後見開始後（特に第2回報告以降）、

施設入居等が行われることにより、その比率は大きく低下する、④同様に「入院費用」（申立時に全体の1割強）も、後見開始後の施設入居等により、その比率は大きく低下する、⑤後見報酬は、その費用が支出全体の5%を上回っており（保険料や税金の負担よりも大きい）、決して小さくない負担となっている。



## (7) 収支等の変化の状況

### a. 収入と支出の変化率（申立時比）の推移

次に、収支等の変化の状況について見てみる。

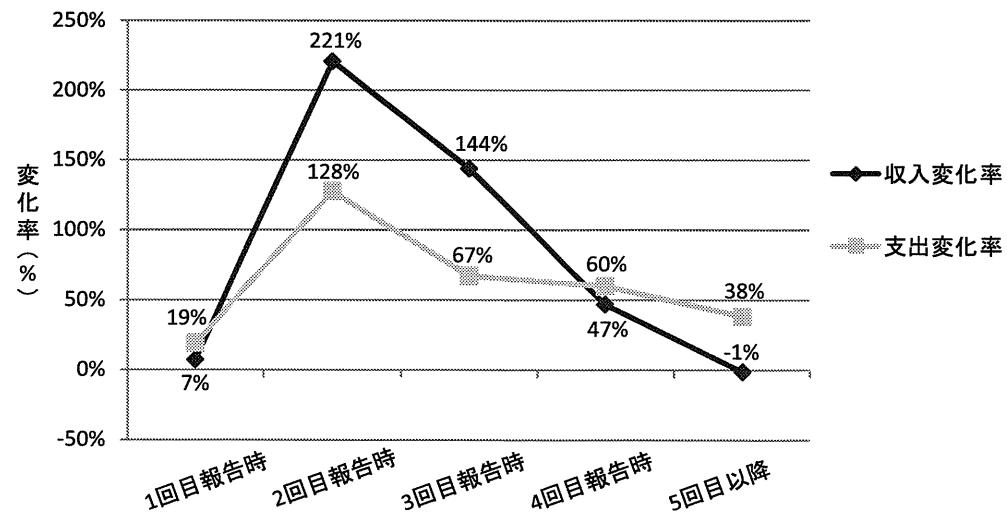
まずは、収入と支出の変化率（申立時比）の推移についてである（図11-12）。

収入と支出の変化率（申立時と各報告時との間の比率）を見ると、第1回報告時はいずれもほとんど変化が見られない。だが第2回報告時には、収入、支出ともにその比率が大幅に増大し、収入が申立時に比べて2倍以上（約220%増）、支出が倍以上（約130%増）に増えている。そして第3回報告以降は、両者共にその比率が大きく減少している。この点、収入は第5回報告以降に申立時と同水準にまで比率が低下しているが、他方、支出は申立時の4～7割増の水準に高止まっている。

以上をまとめると次のようになる。

①支出は、第2回報告時に、施設入居金等の費用がかさむことによってその金額が急増しており、さらにその後も、施設費用等の経常的な出費により、当初の4～7割増の水準に高止まっている、②このような支出の増加を賄うために、第2、3回報告時期に、不動産売却等によって、一時的に大幅な収入増をもたらしているが、その後収入額は急減し、最終的に当初並の水準にまで落ち込んでいる。

図11-12 収入・支出の変化率の推移(申立時比)



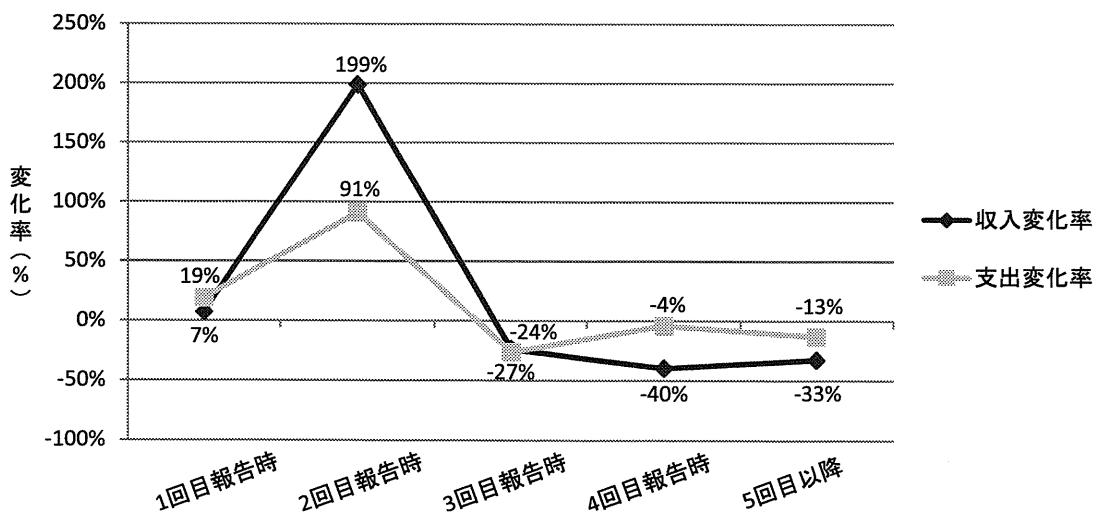
### b. 収入と支出の変化率（前回報告時比）の推移

続いて、収入と支出の変化率（前回報告時比）の推移について見てみる（図11-13）。

収入と支出の変化率（各報告時と前回報告時の間の比率）を見ると、第1回報告時は、やはりいずれもほとんど変化が見られない。だが第2回報告時には、収入、支出ともにその変化率が大幅に上昇し、収入が前回報告時に比べて約2倍（約200%増）、支出が倍近く（約90%増）に増えている。しかし第3回報告以降は、両者共にその変化率がマイナスになるまで大きく低下している。

このような変化率の推移の様子から、収入・支出いずれも、第2回報告時にその金額が急増し、その後一貫して減少を続けている様子が見て取れる。

図11-13 収入・支出の変化率の推移(前回報告時比)



### c. 収支（「特別な収入」抜き）との比較

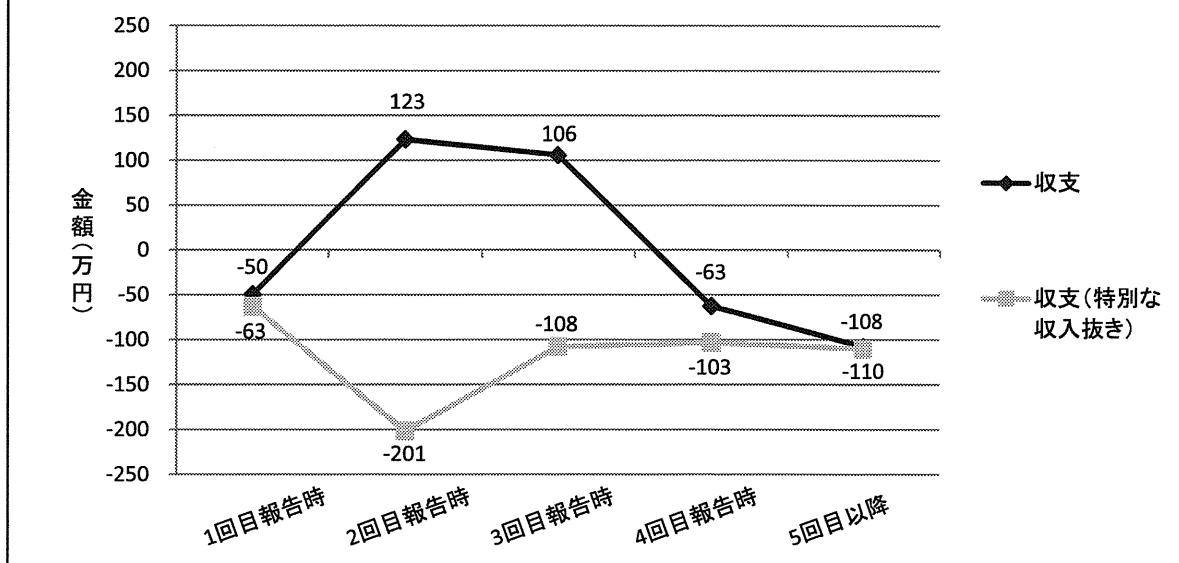
さらに、実際の収支と、「特別な収入」を差し引いた収支との間の比較を行ってみたい。

先述のように、本人の収支は基本的には赤字構造であるが、第2、3回報告時期における「特別な収入」によって黒字化が図られている状況を見た。このことをより具体的に明らかにするために、収支（「特別な収入」抜き）の状況を示してみたい（図11-14）。

すると、仮に「特別な収入」がなかった場合、第2回報告時には赤字額が約-200万円にまで膨らみ、その後も、-100万円を超える大幅な赤字状態が続くようになることが分かる。だが実際には、この大幅な赤字幅の拡大が、第2、3回報告時における「特別な収入」によって回避されているのである。

このように、何もしなければ大幅な赤字状態に陥っていたはずの本人の収支状態を、「特別な収入」による補填を通じて、何とか黒字化が達成されている構造が見て取れる。

図11-14 収支（「特別な収入」抜き）との比較



## (8) 収支等の金額の分布状況

### a. 収入額の分布状況

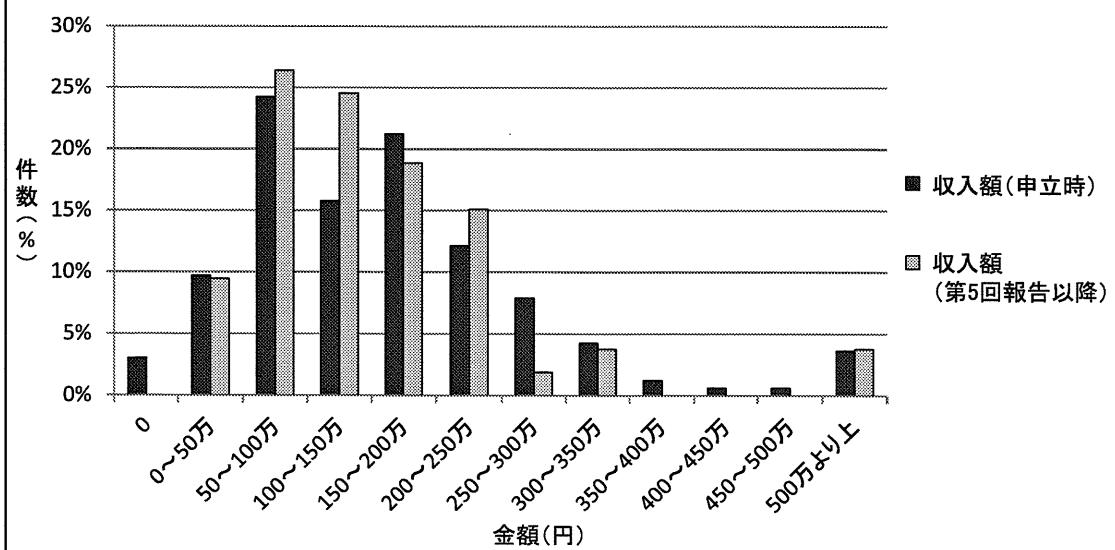
最後に、後見申立時ならびに後見開始後における、収支等の金額の分布状況について見てみる。

まず、収入の1年間の平均額の分布状況についてである（図11-15）。

収入の平均額の分布についてみると、後見申立時と後見開始後（第5回報告以降）においてそれほど大きな変化は生じていない。収入額の分布において、もっとも件数が多いのは50～250万円の範囲であり、この水準の収入額の後見件数が全体の8割前後を占めている。他方、これ以外の範囲にある収入額の件数は非常に少ない。具体的には、収入50万円以下の件数は全体の1割程度であり、他方、収入250万円より上の件数は全体の2割以下となっている。

このように本人の収入額は、およそ50～250万円の水準であるケースがほとんどであり、その額は決して多いとはいえない。だが、極端に収入が低額ないし高額であるケースはそれほど多いわけでもなく、収入額の格差が大きく広がっている状況ともいえない。

図11-15 収入額の分布の変化



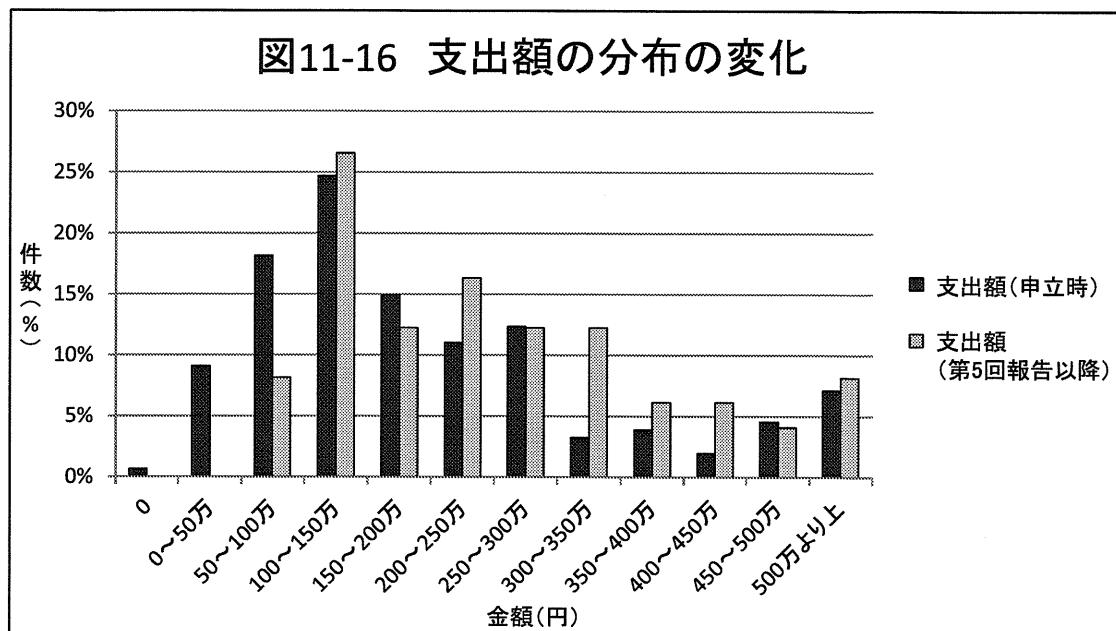
## b. 支出額の分布状況

次に、支出の1年間の平均額の分布状況について見てみる（図11-16）。

本人の支出の平均額の分布についてみると、後見申立時に比して、後見開始後（第5回報告以降）はその金額が全体として上昇していることが分かる。

具体的には、後見申立時において、もっとも支出額の件数が多いのは50～200万円の範囲であるが（全体の約6割）、後見開始後（第5回報告以降）、その支出額は全体的に増加し、100～250万円の支出額の件数がもっとも多くなっており（全体の約6割）、さらに年間300万円以上の支出額の件数の比率も大きく上昇している（約2割から約4割弱へと上昇）。

このように本人の支出額は、全体としておよそ50～250万円程度であるケースが多いが、この金額は収入を上回っており、収支の赤字化をもたらせている。しかも後見開始後、この支出額は全体として上昇しており、本人の資金繰りが後見開始後にむしろ悪化している状況が見て取れる。



### c. 収支額の分布状況

次に、収支の1年間の平均額の分布状況について見てみる（図11-17）。

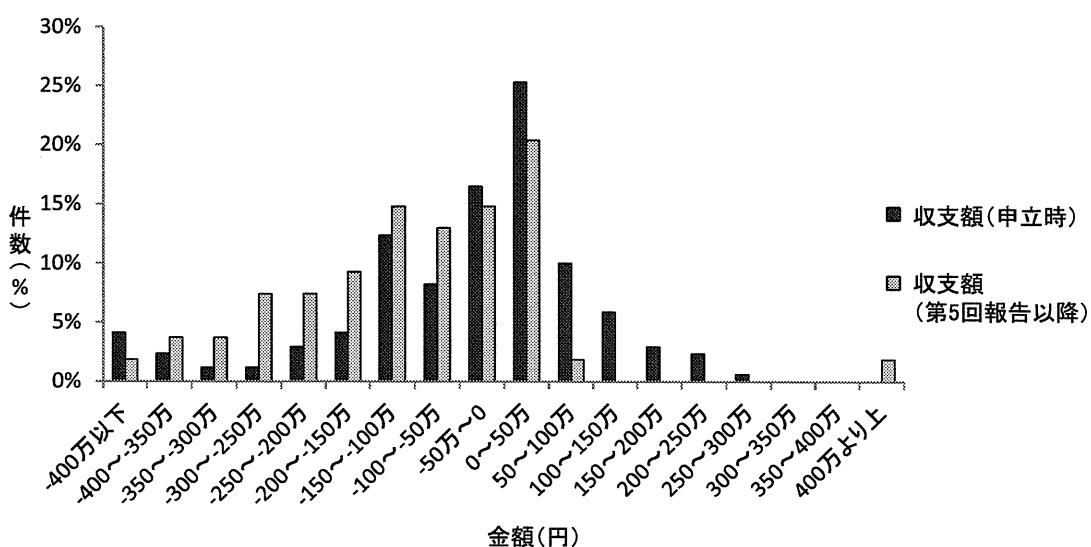
本人の収支額をみると、後見申立時においては、-50万～50万円の範囲にある事案がもっとも多く、全体の4割以上を占めている。また、収支が黒字の件数（全体の47%）と赤字の件数（同53%）はほぼ拮抗しており、全体的に見て収支は比較的健全であるといえる。

他方、後見開始後（第5回報告以降）においては、収支が-150万～50万円の範囲にある事案がもっとも多くなり、これが全体の約6割を占めるようになる。また、収支が赤字の件数が大幅に増加し（全体の76%）、全体的に見て収支の状況は悪化している。

以上をまとめると次のようになる。

①一般に、本人の収支状況は構造的に赤字傾向にある、②特に、後見開始後に支出が増大することによって、赤字に転落する件数が大幅に増加する、③ほとんどの事案において、収支額は-150万～50万円の範囲に収まっている、④また、収支が大幅に黒字（+100万円以上）になっている事案は非常に少ない。

図11-17 収支額の分布の変化



## 12. 後見報酬の状況ならびに後見活動との関係に関する分析

### (1) 報酬付与の有無

後見人等の後見活動の対価として付与される後見報酬について概観する。

まず後見報酬に関して、各種業態の後見人等が報酬付与を受けている割合（逆に言えば、無報酬で活動を行っている人の割合）について見てみる（図12-1）。

この点、後見人全体でみると、報酬を受けている人の割合が全体の8割強（84%）で、報酬を受けていない人の割合は1割強（16%）であった。

このうち親族後見についてみると、親族後見人は全体の3割弱（25%）の人が報酬付与を申し立てており、逆に7割強（75%）の人は報酬を受け取っていなかった。彼らが報酬を受けない理由としては、概略次のようにあった（図12-2）。

まず最も多かった理由は「報酬不要（親族を世話をするのは当然であり、ゆえに報酬をもらう理由はないとするもの）」であり、全体の約4割を構成している。次に多かったのが、「報酬付与不知（そもそも制度として、後見人等は報酬を受け取れるということを知らなかったというも）」（全体の19%）である。続いて、「報酬付与困難（本人の資産が少ないなどの理由で、報酬を受けることが難しいというもの）」（同、4%）であり、最後に「その他」の理由が11%であった。

このように親族後見人は、まさに自身が本人の親族であるといった理由から、報酬を受ける人の比率が非常に少ない。だが、これに対し親族以外の後見人は、そのほとんど（99%）が報酬付与を受けていた。第三者後見の場合、後見報酬の受領は、それをビジネスとして行っている専門職にとって当然のこととして、社協やNPOなどの法人においても、一定の後見報酬を受けることは、自己の組織を維持し、長期的に後見活動を継続していくための必須条件になっていると考えられる。

図12-1 報酬付与の比率

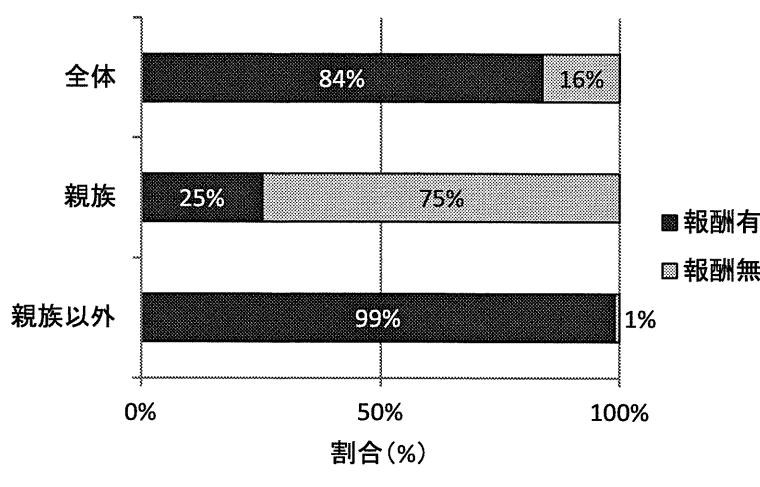
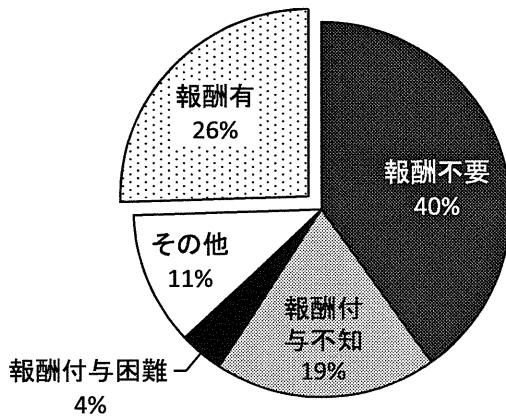


図12-2 報酬付与の有無と理由  
(親族)



## (2) 報酬額の分布状況

次に、後見人が受け取る報酬額の分布状況について見てみる（図12-3）。

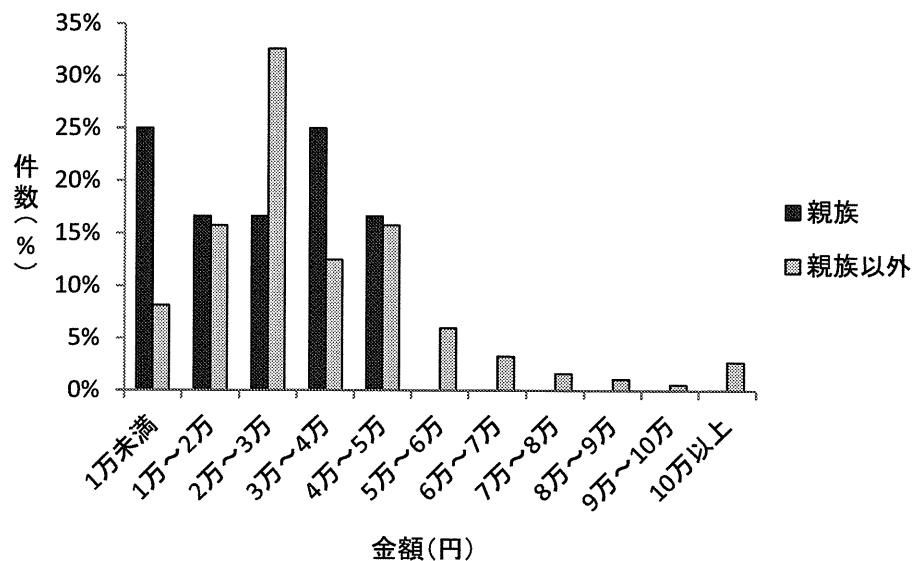
まず、親族後見人に付与される1ヵ月あたりの報酬額についてみると、全体の2割強の親族後見人は3～4万円の範囲で報酬を受け取っていた。また、2～3万円と4～5万円の報酬額受領がともに全体の2割弱となっており、それらをまとめると、2～5万円の報酬を受けている親族後見人が、全体の約6割を占めていた。他方、1万円未満の報酬しか受けていない後見人等もかなりの割合で存在していた（全体の25%）。さらにその一方で、1ヵ月あたり5万円以上の報酬を受けている後見人等は1人もいなかった。

次に、親族以外の後見人の報酬付与状況について見てみる。

親族以外の後見人については、その約3分の1が2～3万円の報酬を受けており、さらに2～5万円の報酬を受けている後見人等が、全体の6割強を占めていた。また親族後見人の場合と異なり、1万円未満の報酬しか得られていない後見人等は全体の8%にとどまる一方で、5万円以上の報酬を得ている人が15%も存在した。これらのことから、親族以外の後見人は、親族後見人のそれに比べて、報酬額のばらつきが少し大きく、また全体として相対的に少し高い水準の報酬額を受けている（換言すれば、報酬額が極端に低い人は少ない）ということができる。

また、後見事案全体における報酬額のばらつきの程度を見ると、そのばらつきはかなり大きいということができる（標準偏差、約3万2千）。1ヵ月あたりの平均報酬額が約3万4千円であるのに対して、その最高額は35万円、最低額は約2千円（2,226円）であり、両者の差は約157倍にも達していた。報酬額算定の根拠となる後見活動の困難性（あるいは後見活動の成果の大きさ）に、このような100倍以上もの差が生じているとは考えにくく、報酬額の決定には、通常想定される後見活動の実施内容以外の別の要素が、大きな影響を与えているものと考えられる。

図12-3 1ヶ月あたりの報酬額の分布



### (3) 平均報酬額の全般的な状況

次に、後見人等に付与される報酬の平均的な金額について見てみる（図12-4）。

本調査において、後見人等が受け取っている1ヶ月あたりの平均報酬額は約3万4千円（33,806円）であった。

この平均報酬額を後見人の業態別にみると、その金額にかなりの差が生じていることが分かった。

まず第1に親族後見人についてみると、その平均報酬額は約2万3千円（22,888円）であり、全体の平均報酬額の7割未満という低い水準にとどまっていた。

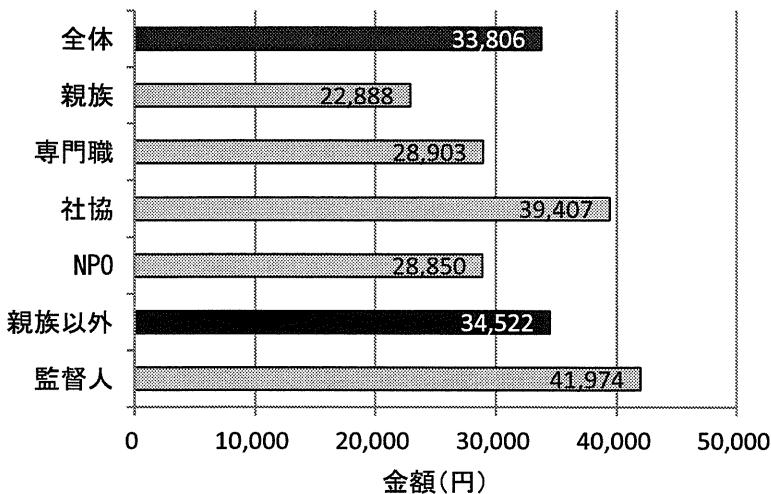
第2に専門職後見人については、その平均報酬額は約2万9千円（28,903円）であり、親族後見人のそれの約1.3倍の金額であった。

第3に社協についてみると、その平均報酬額は約4万円（39,407円）であった。この金額は親族後見人のそれの約1.8倍にも達しており、業態別にみてもっとも高い報酬額であった。

最後にNPOについては、その平均報酬額は約2万9千円（28,850円）であり、親族後見人の報酬額の約1.3倍であった。

このように平均報酬額については、親族とそれ以外の業態において大きな差異が生じており、親族以外の後見人の報酬は親族後見人のそれの1.5倍以上にも達している。とはいっても、親族後見人とそれ以外の後見人との間において、後見活動の困難性や活動成果の大きさに1.5倍以上の差が生じているとは考えにくいため、後見報酬額の決定根拠の妥当性に疑いを抱かせる結果であるといえる。

図12-4 1ヶ月あたりの平均報酬額



さらに、以上の結果について統計的検定（分散分析 表12-1）を行ったところ、それぞれの業態の平均報酬額の間に統計的に有意な差（危険率1%）が生じていることが証明された。

なお以上に加え、比較のために後見監督人が得ている平均報酬額をみると、その金額は約4万2千円（41,974円）となっていた。これは、どの業態の後見人の報酬額よりも高く、後見人全体の平均報酬額の1.2倍以上もの金額である。一般的にいって、後見監督人の業務量は後見人等の業務量よりも相対的にかなり少ないはずであるが、その平均報酬額は後見人のそれを大きく上回る額となっているのである。

以上のことから、後見人等が得る報酬額は、通常考えられている後見活動の内容（業務量、業務の困難性、活動成果など）よりもむしろ、それ以外の別の要素によって決まっているのではないかということが示唆される。

#### (4) 保有金融資産と報酬との関係

続いて、本人の保有資産と後見報酬との間の関係（本人が保有する資産額に応じて、後見人が得る報酬額に差が生じるのか、生じるとすればどの程度生じるのか、ということ）について検討したい。

上で平均後見報酬額の全般的状況を概観した際、報酬額の決定要因として、後見活動内容以外の別の要素の存在が示唆された。この点につき、一般に後見活動においては、本人の保有資

表12-1 分散分析(業態別平均報酬額)の結果

	F 値	N
業態間平均報酬額の差	17.707 **	326
業態間比較	平均値の差	有意確率
親族	専門職	3366.667
	社協	-14340.341 **
	NPO	-5051.400
専門職	親族	-3366.667
	社協	-17707.008 **
	NPO	-8418.067
社協	親族	14340.341 **
	専門職	.007
	NPO	.000
NPO	親族	17707.008 **
	専門職	9288.941 *
	社協	.039
親族	専門職	5051.400
	社協	.140
専門職	親族	8418.067
	社協	.039

\* p < .05      \*\* p < .01

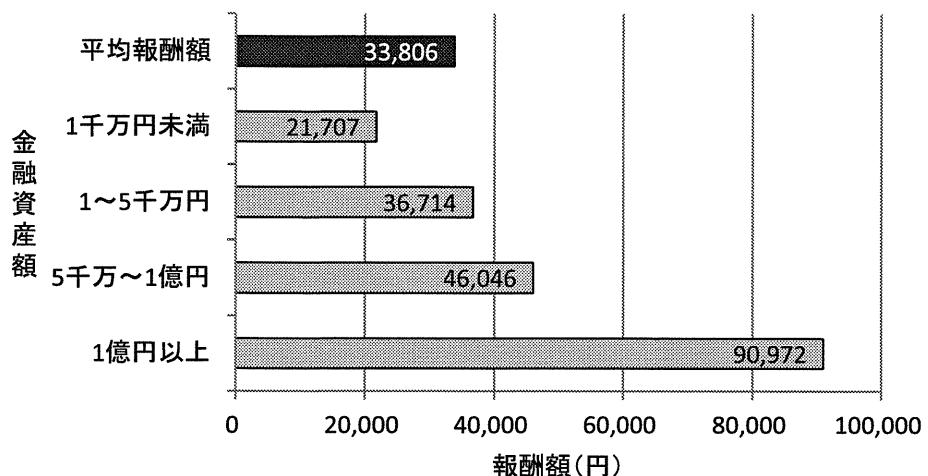
産額が多いほどその財産管理は難しくなるとされており、この観点からみると、本人の保有資産額が後見報酬額に何らかの影響を与えている可能性は高いといえる。

まずははじめに、本人の保有金融資産と後見報酬との関係の一般的傾向について大まかに見てみたい。

次に示すグラフは、本人の保有金融資産別の平均報酬額を示したものである（図12-5）。これをみると、本人が有する金融資産額の多寡に応じて、後見人が得る報酬額に大きな差が生じていることが分かる。

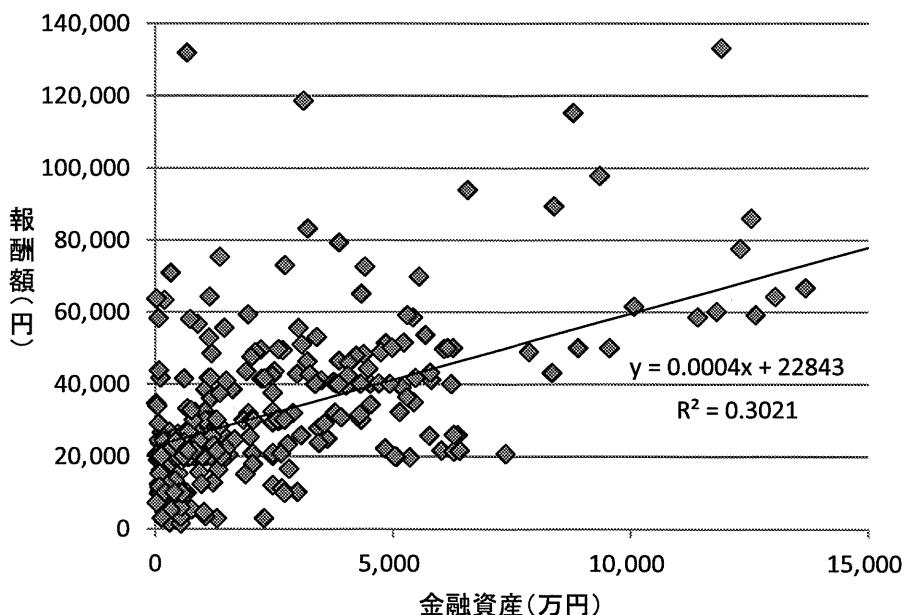
具体的には、本人の保有金融資産が1千万円未満の場合、得られる報酬額はわずか2万2千円程度（平均報酬額の約6割）であるのに対し、保有金融資産が1千万以上5千万円未満になると報酬額は約3万7千円となり、さらに保有金融資産が5千万以上1億円未満になると報酬額は約4万6千円に、保有金融資産1億円以上では報酬額は約9万1千円（平均報酬額の約2.7倍）にも達する。

図12-5 1ヶ月あたりの平均報酬額  
(保有金融資産額別)



さらに本人の保有金融資産額と後見報酬額との関係を散布図にして表したものを次に示す。これをみると、本人の金融資産額と後見報酬額との間には、資産額が増えるにつれて報酬額も増加するという相関関係が存在していることが見て取れる。

図12-6 金融資産額と報酬額の関係



さらに、本人の保有金融資産額と後見報酬額との関係について回帰分析（表12-2）を行った結果、両者の間には統計的に有意な相関関係が存在していることが証明された。

このように、本人の金融資産の金額が大きくなるに比例して、後見人等に付与される報酬金額も多くなっていく傾向にあることが明らかになった。

表12-2 回帰分析(金融資産額と後見報酬額)の結果

	調整済み $R^2$	N
回帰	.300 **	298
	標準回帰係数	有意確率
金融資産	.550 **	.000

\*\*  $p < .01$

## (5) 資産・収支と報酬額の関係

さらにここで、金融資産と関係が深いと考えられる、本人の資産、収支等（収入・支出・収支）について、その相互関係や後見報酬との間の関係について一通り検討しておきたい。

まずは、本人の資産・収支（総資産、不動産、金融資産、収入、支出、収支）の相互関係についてみておく。

表12-3は、資産・収支に関する諸変数間の相関係数を表したものである。これをみると資産・収支に関する諸変数は、相互に非常に密接な関係にあることが分かる（ほとんどの変数が、1%の危険率で統計的に有意な相関関係にある）。なかでも特に大きいのが金融資産と総資産の関係（相関係数 = .898）であり、総資産の多くの部分は金融資産の大きさによって説明されるという関係になっている。

これを踏まえて、次に資産・収支と報酬額の関係を表すそれぞれの散布図を示す（図12-7～11）。

表12-3 相関分析(資産・収支等の諸変数の相互関係)の結果

	金融資産	不動産	総資産	収入	支出	収支
金融資産	1					
不動産	.345 **	1				
総資産	.898 **	.705 **	1			
収入	.421 **	.198 **	.405 **	1		
支出	.381 **	.335 **	.438 **	.344 **	1	
収支	.310 **	.081	.268 **	.945 **	.032	1

\*\* p < .01

図12-7 総資産額と報酬額の関係

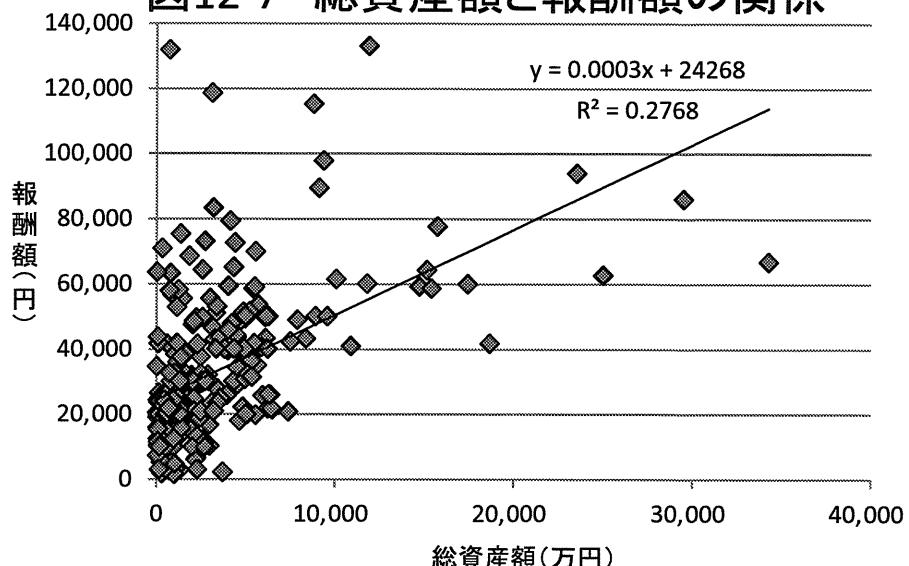


図12-8 不動産額と報酬額の関係

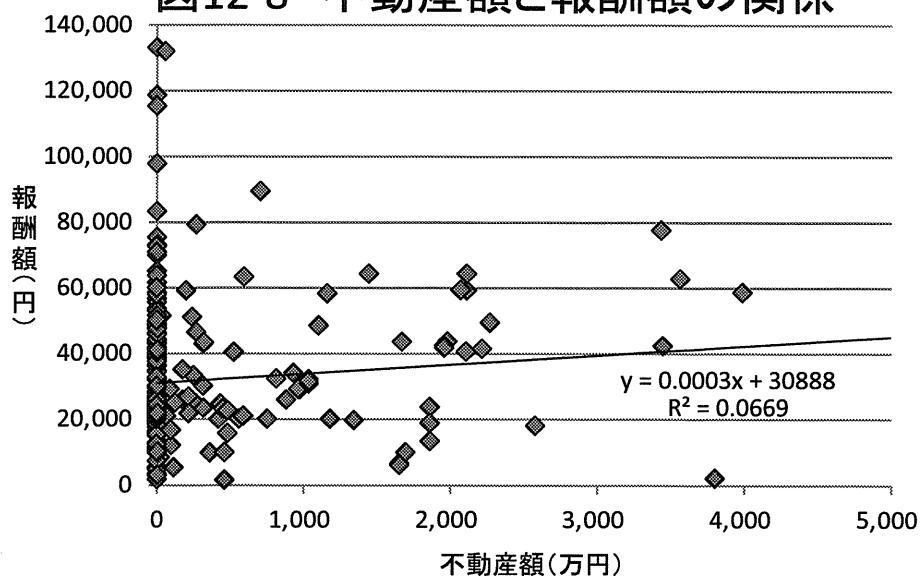


図12-9 収入と報酬額の関係

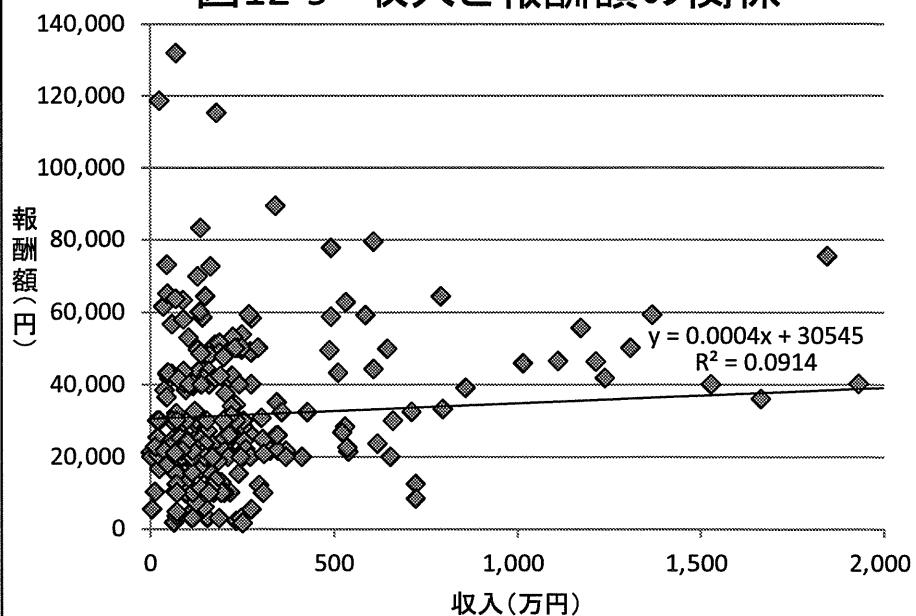


図12-10 支出と報酬額の関係

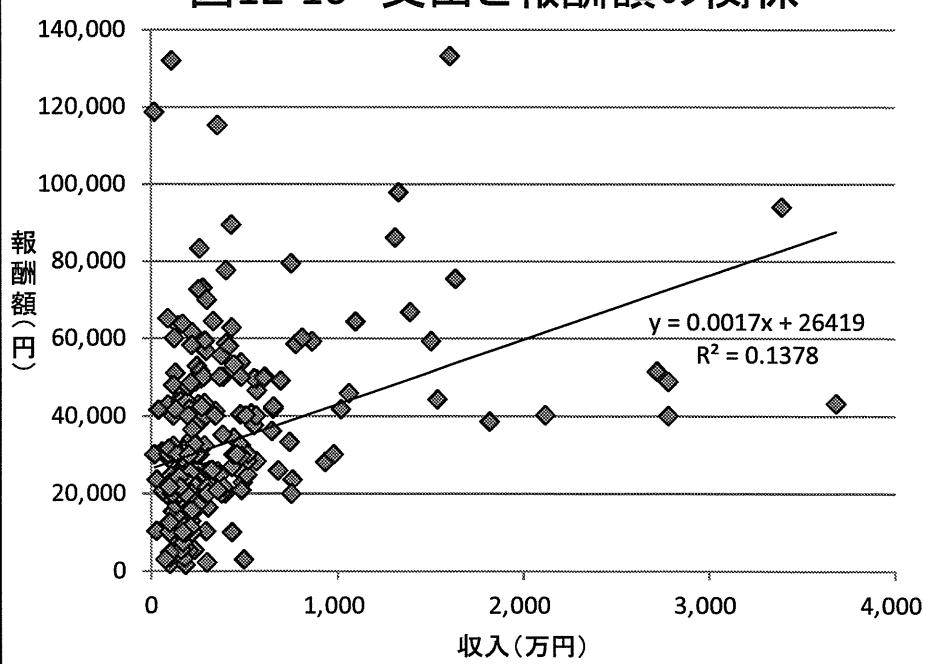
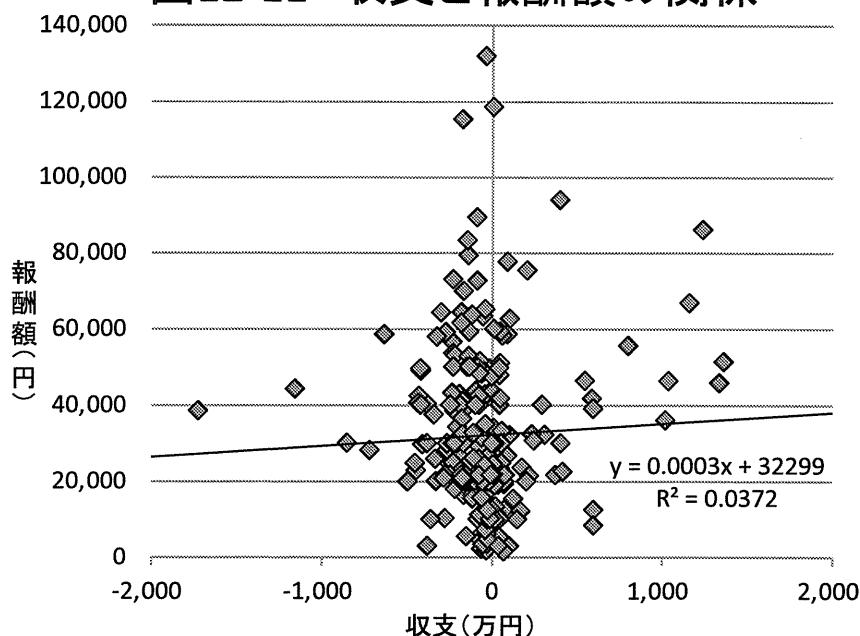
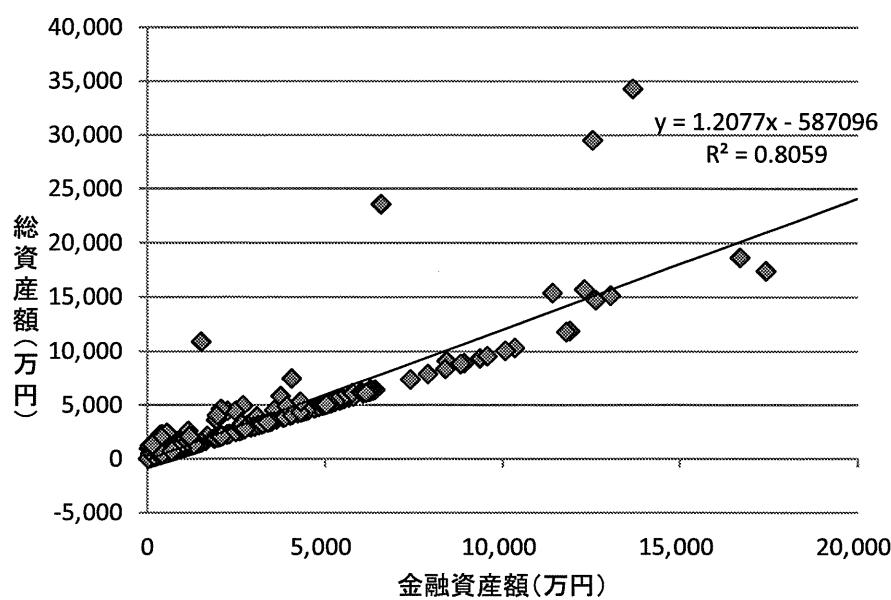


図12-11 収支と報酬額の関係



これらのうち、本人の総資産額と後見報酬額との間には統計的に有意な相関関係がみとめられる。だがこれは、先の相関分析でも示されたように、総資産額の多くの部分が金融資産によって説明されるという関係によって生じているものである。この総資産と金融資産の相関関係の強さは、次の両者の関係を表す散布図によっても示すことができる（図12-12）。

図12-12 総資産と金融資産額の関係



さらに以上のことと補強するために、総資産と資産・収支の諸変数との間の相関関係につい

てより詳しい分析を行う。

その具体的な方法として、総資産を、資産・収支の諸変数によって説明する重回帰分析（被説明変数＝「総資産」、説明変数＝「金融資産」、「不動産」、「収入」、「支出」、「収支」 表12-4）を用いて分析を行った。

すると、「総資産」の大部分は、「金融資産」の大きさによって説明されることが統計的に明らかになった（危険率1%で有意）。したがって、報酬と資産・収支の間の関係について考える際は、資産・収支に係る諸変数の中で、非常に強い規定要因になっていると考えられる金融資産に、第一義的に注目する必要があると言うことができる。

以上のことから、より分かりやすくまとめるところのようになる。

表12-4 重回帰分析（総資産と資産・収支の諸変数との関係）の結果

	調整済み R <sup>2</sup>	N
重回帰	1.000 **	273
	標準偏回帰係数	相関係数
金融資産	.747 **	.898 **
不動産	.457 **	.705 **
収入	.000	.405 **
支出	.000	.438 **
収支	-.001	.268 **

\*\* p < .01

①金融資産は総資産を説明する非常に強い規定要因となっている、②総資産と報酬額の間には一見すると相関関係が存在しているように見える、③だがこれは疑似相関（見かけの相関）に過ぎず、実は報酬額との間に相関関係が成立しているのは総資産ではなく金融資産である、④この疑似相関は、金融資産が、報酬額と総資産の両方を説明している（両方の規定要因となっている）ことから生じている。

## (6) 特別な業務と報酬額の関係

続いて、後見人等によって行われる特別な業務と後見報酬額との間の関係について検討する。

ここでいう「特別な業務」とは、不動産売却、遺産分割協議、保険金請求・受領、訴訟・調停・示談など、それを行うことによって結果的に本人の金融資産を増加させることにつながる非定期的後見業務のことを指す。

この特別な業務は、一般にその実施頻度は非常に少ないが、それを通じて本人の金融資産を大きく増加させる場合が多いことから、家庭裁判所もこの業務の実施を重視する傾向にあるようである。そのため、後見人等が特別な業務を行ったか否か（さらにその業務によって本人の金融資産がどの程度増えたか）ということは、後見報酬額の決定に少なからぬ影響を与えていくものと考えられる。

この点につき、特別な業務を行った場合の平均報酬額と行わなかった場合の平均報酬額とを比較すると、両者の間で大きな差が生じていることが分かる（図12-13）。

具体的には、特別な業務を行わなかったときの平均報酬額は約2万9千円（全体の平均報酬額の8割強）にとどまるのに対し、特別な業務を行ったときの平均報酬額は約5万1千円（全体の平均報酬額の約1.5倍）にも達していた。この両者の間には約1.8倍もの差が開いており、特別な業務を実施するか否かによって報酬額は大きく増減することが分かる。